

ペットを飼うときは...

ペットは大切な家族の一員です。
近隣の迷惑にならないように、
飼い主はマナーを守り、
きちんとしつけをしましょう！



◆環境課

☎ 587 - 6003

FAX 587 - 3834



- ・生後91日以上の子には、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。注射がお済みでない場合は、近くの動物病院で受けましょう。
- ・犬の散歩をするときは、必ずリード（引き綱）を付けましょう。
- ・散歩中のフンは、必ず飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。近隣に迷惑をかけています。
- ・尿をしたあとは、水をまくなど臭いが残らないようにしましょう。
- ・犬の放し飼いはとても危険です。他人に迷惑をかけるので、鎖などでつないで飼うか、柵の中で飼いましょう。

- ・犬の鳴き声は他人を不快にさせることがあります。特に、早朝・夜間に吠えないようにしてください。
- ・飼い犬が迷子になっても飼い主がすぐにわかるように、首輪に鑑札、注射済票、飼い主の名前や電話番号等が入った迷子札を付けましょう。飼い犬が迷子になった場合や迷い犬を保護した場合は、市役所環境課へすぐに連絡してください。

※つながっていない犬および飼い主の不明な犬は、滋賀県動物保護管理センターで保護します。
ただし、市役所で一時的に保護する場合があります。（市が保護した当日に飼い主と連絡が取れ、執務時間中（8:30～17:15）に引き取りに来られる場合等）



- ・猫を飼うときは、自由行動をさせているのが一般的ですが、道路・公園などの公共の場所や他人の土地などを荒らしたり、フンなどで汚したりしないように注意してください。
- ・猫の室内飼いは、ご近所とのトラブル回避だけでなく、交通事故や感染症、猫同士のけんかなどの予防や長寿化にもつながります。
- ・子猫が産まれても、誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで猫を捨てないでください。
- ・自分が責任を持って飼えない野良猫に安易に餌を与えないようにしましょう。（猫が集まり、ふん尿などで近隣に迷惑をかけることがあります）

**フンの放置または、自ら飼育しない動物に食べ物を与えることにより
周辺の市民等に迷惑をかけた場合は、市の条例で2万円以下の過料に処せられることがあります。**

◆県では、やむを得ない事情により飼えなくなった犬または猫の引き取りを行っています。

◎引き取り機関

- ・滋賀県動物保護管理センター（☎0748-75-1911）
- ・滋賀県草津保健所（☎077-562-3549）

※引き取り日時は、引き取り機関により異なりますので必ず事前に電話でご確認ください。ただし、野良犬、野良猫は引き取り対象ではありません。

※引き取り費用は、生後90日を超える犬や猫は1頭当たり2,000円、生後90日以下の犬や猫は1頭当たり500円です。

◎市役所では、犬や猫（野良犬、野良猫を含む）の引き取りは一切行っていません。

◆（財）滋賀県動物保護管理協会（☎0748-75-6522）では、犬や猫を飼えなくなった人と飼いたい人をつなげる「わんにゃん掲示板」の設置や、犬や猫の譲渡会、飼い方の講習会等を開催しています。詳しくは、同協会へお尋ねください。



**毎月第4土曜は
廃食油回収の日**

平成26年3月22日午前10時～正午

回収会場：市役所別館横電話ボックス付近
回収物：廃食油、牛乳パック、アルミ缶
問環境課☎ 587 - 6003、エコロジーマーケットやすの会・増村☎ 586 - 1441

歴史の小窓

—学芸員のメッセージ—

114

歴史民俗博物館

☎587-4410、Fax587-4413

【休館日】月曜日※ 市民は入館無料

◆テーマ展 野洲の古文書(12)「永原の古文書—光念寺文書が語るもの—」／3月16日(日)まで

◆テーマ展「昭和のくらし—昔の道具にまなぶ—」／3月21日(祝)～6月1日(日)

展示解説(担当学芸員) 3月29日(土)午後2時～

◆弥生の森体験学習／春休み期間中開催



火のし

鉄枠の台も付いています。蒸気機関車のような煙突は排気口で、回して向きを変えることが出来ます。また、火が消えないように空気穴が左右に5つずつあけられ、後部にも穴が1つあり、小さな扉がスライドして開閉します。機能はいろいろ付いていますが、火力調整が難しいのが欠点で、布をこがすこともあったようです。炭火アイロンは、明治期に西洋から伝来し、昭和30年頃まで用いられていました。電気アイロンは、電球を生み出した発明王トーマス・エジソンによって発明され、これが次第に改良されていきます。

私たちの暮らしの変遷を考えてみると、特に昭和30年代、今から50年ほど前は、生活様式がめまぐるしく変化した時代です。日本は高度経済成長期で、電化製品の普及、農業の機械化などが進み、手仕事の道具は次第に用いられなくなりました。かつて、電気やガスが普及する以前は、かまどや火鉢で用いた炭の残りを、火のしや炭火アイロンに入れて使っていました。環境にやさしい暮らしが見直される今日、昔の道具に学ぶべきことがあるのかもしれない。(博物館学芸員 行俊勉)

昔のアイロン

「昭和のくらし展より」

テーマ展「昭和のくらし」では、博物館所蔵の民俗資料や、古い写真により、生活用具や暮らしの風景を紹介します。今回は、その中から二つの道具をみてみましょう。

火のし

中に炭を入れ、底を布に当てて熱でしわを伸ばす道具で、アイロンのように使います。その名前は「のす(伸す)」の意からきている

といわれます。炭を入れる円形部分は真鍮製で、底径11・5cm、高さ6.5cm、底は平らに仕上げられています。柄は長さ26cm、木製、黒塗りで、鎮止めされています。野洲市の小学校3・4年生社会科副読本『わたしたちの野洲市』に掲載され、「古い道具と昔のくらし」の学習教材にもなっています。

火のしは、古くは新沢千塚^{にいざわせんづか}26号墳(奈良県橿原市)や高井田山古墳(大

炭火アイロン

阪府柏原市)の出土品がありますが、これらは朝鮮半島からの伝来品で、日本で普及したのはさらに後の時代といわれ、江戸時代には広く用いられていました。簡素な作りですが、炭火アイロンが登場するまで、重宝された道具です。



炭火アイロン